

合併公告及び吸収分割公告

平成24年2月24日

株主及び債権者各位

新潟市中央区万代五丁目11番30号
株式会社リンコーコーポレーション
代表取締役 坪井 鈴兒

当社（甲）及び株式会社リンコーホールディングス（乙：新潟市中央区万代五丁目11番30号）は合併して甲は乙の権利義務の全部を承継して存続し、乙は解散することといたしましたので公告いたします。

甲及び株式会社ホテル新潟（丙：新潟市中央区万代五丁目11番20号）は吸収分割して甲は丙の不動産賃貸に係る事業の権利義務の一部（港湾運送事業用資産）を承継し、丙はそれを承継させること及び丙は甲の不動産賃貸に係る事業の権利義務の一部（ホテル事業用資産）を承継し、甲はそれを承継させることといたしましたので公告いたします。

甲及び株式会社ホテル大佐渡（丁：新潟県佐渡市相川鹿伏288番地2）は吸収分割して甲は丁の不動産賃貸に係る事業の権利義務の一部（港湾運送事業用資産）を承継し、丁はそれを承継させること及び丁は甲の不動産賃貸に係る事業の権利義務の一部（ホテル事業用資産）を承継し、甲はそれを承継させることといたしましたので公告いたします。

この合併及び吸収分割の効力発生日はいずれも平成24年4月1日であり、甲は合併及び吸収分割承継については会社法第796条第3項、吸収分割については会社法第784条第3項に基づき、株主総会の承認決議を経ずにこの合併及び吸収分割を決定しております。また乙、丙及び丁の株主総会の承認決議は平成24年3月30日を予定しております。

なお、この吸収分割については、甲及び乙との間で、平成24年1月31日付吸収合併契約に基づき行われる、甲を存続会社とし、乙を消滅会社とする吸収合併の効力発生の後、効力が発生するものといたします。

記

1. 会社法第796条第4項に基づき、この合併又は吸収分割承継に反対の甲の株主は、本公告掲載の日から2週間以内に書面により、その旨をお申し出下さい。
2. 会社法第797条第1項に基づき、この合併又は吸収分割承継に反対で、株式買取請求をされる甲の株主は、効力発生日の20日前の日から効力発生日の前日までの間に書面により、その旨及び買取請求に係る株式の数をお申し出下さい。
3. この合併又は吸収分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から1箇月以内に書面により、その旨をお申し出下さい。
4. 各社の最終事業年度に係る貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
 - (甲) 金融商品取引法による有価証券報告書提出済
 - (乙) <http://www.rinko.co.jp/group/rhd/>
 - (丙) 掲載紙 官報
掲載の日付 平成23年6月14日
掲載頁 71頁（号外第125号）
 - (丁) 掲載紙 官報
掲載の日付 平成23年6月21日
掲載頁 107頁（号外第130号）

以上